**健康・福祉部会　地域活動支援事業**

**はつらつクラブ事業補助金交付要綱**

（目的）

第１　この要綱は、高齢者の健康づくりと介護予防を目的とした事業を行うグループに対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業の実施により高齢者自身が健康の維持や増進に主体的に取り組むとともに、地域社会との関わりを持って区民の皆がいきいきと安心して暮らせる町づくり目指す。

（補助金及び事業の周知）

第２　補助金の額は１グループ5,000円とする。

２　事業開催にあたっては、より多くの区民が参加できるように広く周知するものとする。

（補助金の交付申請）

第３　補助金の交付にあたっては、次の項目を記載したはつらつクラブ事業実施予定書兼補助金交付請求書（様式第１号）を三輪地区住民自治協議会長に提出するものをする。

1. 実施予定
2. 実施場所
3. 参加予定者数

（事業の報告）

第４　事業の報告は、次の項目を記載したはつらつクラブ事業実施報告書（様式第２号）を住民自治協議会長に提出するものをする。

附則

　この要綱は、平成30年　4月　1日から施行する。